

## 第2回ステークホルダー・ミーティング以降にいただいたご意見等に対する都の考え方

## 1 「地球温暖化対策計画書制度」の強化について

## 事業者団体等

※同一団体が同趣旨のご意見・ご質問をされている類似の事項は省略させていただいております。

ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>東京商工会議所</p> <p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模排出事業者の自主的な計画書制度に限界があるということになると、自主的な努力目標に頼らざるを得ない中小企業や家庭部門の取組みにも限界があり、目標達成が難しいということになります。大規模事業者への排出規制については、中小企業や地域住民の取組みがどのように進められるべきか、部門ごとの削減目標をどうするのかという点も踏まえながら議論すべきではないかと思えます。</li> <li>・東京都に限らず、首都圏の各地域で総量を削減するには、昼間人口の取組みも必要です。そういう方々は、昼間は事業所で、夜は家庭でエネルギーを消費することになりますので、自治体がもう少し広範に連携して住民向けの対策を進めるべきではないかと思えます。中小企業対策にしても、大規模事業所の対策にしても、実際にエネルギーを使う人の意識を変えなければ根本的な対策は難しいと思えますので、早急に大規模事業所の規制を行なう前に、もう少し時間をかけて議論する必要があるのではないかと感じしております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小規模事業所に対する温暖化対策については、これまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、「省エネ報告書（仮称）」の任意提出制度の創設や環境CBOの発行など、新たな枠組みの構築も進めていきます。</li> <li>○ また、都が提案する排出量取引制度では、中小規模事業所の省エネ対策により生み出された削減量を大規模事業所が購入できるようになりますので、中小規模事業所における削減対策を促進させることにつながります。</li> <li>○ 都が示した「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標は、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があります。</li> <li>○ なお、分野別の削減目標については、東京都環境審議会において、東京都環境基本計画のあり方についての最終のまとめに向けて、今後詳細な検討を進めていきます。</li> <li>○ より効果的に温暖化対策を推進するためには、八都県市などと連携・協調し、首都圏レベル、さらには全国レベルへと取組を拡大していくことが必要です。これまでも省エネラベリング制度などのように連携を図ってきましたが、今後とも、八都県市サミットなどあらゆる機会を通じて、温暖化対策の推進について関係自治体及び国と連携を図っていきます。</li> <li>○ また、節電、省エネに向けた意識啓発や広報も、今後更に強化していく予定であり、そのための温暖化防止活動推進センターも設置します。</li> </ul>
<p>◇第2回ステークホルダーミーティングへの事前意見 (19/10/25) 【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「制度の実効性を確保する措置」とは具体的にどのようなものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、計画書等の提出を行わない者又地球温暖化対策の推進が著しく不十分な者に対し、必要な勧告を実施し、勧告に従わなかった者に対しては、その旨を公表する規定を置いています。</li> <li>○ 現行制度の規定や他の法令等を参考に、東京都環境審議会の意見などを踏まえ、罰則等も含む実効性確保の措置について検討していきます。</li> </ul>

<p>(社) 東京ビル チング協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テナントの構成が変わったことによって、例えば義務づけられて5年後とか10年後にその間にテナントの入れ換えがあって総量削減義務が履行できなかつた、それに対して所有者が罰則とか、しっかりした措置をやっていないということで例えば勧告をされるとか、それはやはりかなり行き過ぎなのではないかと思う。</li> <li>・そういう意味で、テナントの構成の問題とか諸々のオフィスビルに関してのCO<sub>2</sub>の排出の要因になっている変動要因、それはきっちりと補正するシステムをつくらないとそういった義務というのはなかなか難しいと思います。</li> <li>・事業所単位で規制誘導をするということもあっていいのかもしれませんが、基本的には事業者単位、要するに全国トータルすると、あるいは、東京都だけでトータルすると一定以上のエネルギーを使用している、そういう企業に対して一定の規制ルールの枠組みをしていくというようなことを基本にしていただかないと、ビルオーナーとテナントとの協力関係、協働というような美しい物語だけではなかなか現実としては難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。</li> <li>○ そのため、テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。</li> <li>○ また、テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。</li> <li>○ さらに、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</li> <li>○ そのほか、ビルオーナーとテナント事業者が協働してビル全体の温暖化対策を推進していく体制を整備することを求めています。</li> <li>○ また、テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度同様、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。</li> <li>○ テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な取組によっては達成できないのではないかと、したがって義務化だということで、かなり論理の飛躍は私もあると思っているのです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、自主的な取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。</li> <li>○ しかし、この過程で、自主的な取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そこで今回、削減義務と排出量取引制度を提案したものです。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸の内に都庁があったときにどれくらいのエネルギーを使っておられたのか、そしてこの新宿にこられてどのくらい使っていらっしゃるのか。ちょうど1990年ごろを境にしているわけですから、そここのところを比較をされて、当時の丸の内での熱源容量はどれくらいで、現在はどれくらいなのか、都庁の方は明らかに熱源容量は拡大されているわけですよ。民間の立場からいうとそういう熱源容量を拡大するということは非常に重要な生産性を高める要素でありまして、都庁の方は先にやってしまったから、あとは民間は拡大するなというのは少しやや乱暴でして、都ご自身もその辺の分析をきちっとされるべきだと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都庁舎は、1991年に丸の内から新宿に移転しましたが、移転前は排出量データの算出を行っていませんでした。また、光熱費等の帳票類につきましても、保存年限を過ぎており、あらためて計算することができません。このため、直接、現在の排出量と比較することができないことをご理解ください。</li> <li>○ なお、新宿都庁舎の排出量は、1991年度で約42,000tでしたが、以後、削減の取組を進め、2005年度には約29,000tと、移転直後に比べて概ね30%以上を削減してきております。</li> <li>○ また、都が提案する制度案では、都庁舎のように事業所を移転した場合には、新しい事業所について、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量データ等をもとに、既存の対象事業所とのバランスを考慮しながら、新たに基準排出量を設定します。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の各都市のオフィスビルと東京のオフィスビルとを比べて省エネ性能とかCO<sub>2</sub>の排出原単位、もちろんこれはエネルギー供給事業者の方の排出係数を同一に仮定した場合ですけれども、比較すればどういう具合になっているのか、特に香港とかシンガポールとかフランクフルト、ロンドンのシティ、東京が競争相手として頑張らなければいけないとしてどういうレベルなのか。それと比較しながら、高い理念は結構ですけれども、現実、地べたについた話としてその辺のことをしっかりやっていただきたい。そういうデータをきちりやっぴり整理されて議論をさせていただきたいなと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご質問を受けまして、海外のオフィスビルなどの情報を調査いたしましたが、現在までのところ、把握ができておりません。</li> <li>○ 気候や社会的条件が異なる世界の都市の間で、オフィスビルの排出原単位を直接比較することよりも、都内の比較がより重要であると考えます。このため、都は、業務部門の対象事業所に対して、都内に立地する同業種の事業所と比較することで「省エネの攻略のポイント」を示す「東京都★省エネカルテ」を作成し、お示ししています。</li> </ul>
<p>(社) 日本経済 団体連合会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・削減義務の水準について、資料2で、二つの視点から検討するとなっていると思います。1つは削減余地、もう1つは2020年までに2000年比で25%削減するという目標の達成です。この2020年までに25%削減するという目標にどのような技術的裏づけがあるのか教えていただければと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。こうした観点を踏まえ、都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を設定しました。</li> <li>○ この目標は、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割</li> </ul>

	<p>さらに、技術的裏づけがある場合に、先ほど東電の方もおっしゃいましたが、どれくらいのコストが必要と試算しておられるのかも教えていただければと思います。</p>	<p>と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があります、それぞれの対策の強化を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、この目標を達成するということと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、大規模事業所における削減義務水準を設定していきます。</li> <li>○ 対象事業所の多くは、今後更新期を迎える設備機器を有しており、これらについては、現在ある最高水準の省エネ機器に更新していくことで大幅な削減が達成できます。このように、対象事業所では日本の優れた省エネ技術が十分に普及していません。これらを活用することで、大幅な削減が可能と考えています。</li> <li>○ 対策費用については、今後削減義務水準を検討していく中で、あわせて検討していきます。</li> <li>○ 新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引制度では、既にエネルギー効率においてトップランナーにある事業者の技術革新を逆に阻害する恐れがあるという問題があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する削減義務と排出量取引制度によって、高効率の省エネ機器の需要を拡大し、新しい技術開発が進むものと考えています。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/15)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本経団連は、9月20日に提出した意見書（別添参照）でも強調した通り、東京都における実効性のある温暖化対策の検討には最大限協力していく考えであるが、具体的な検討にあっては、現在、京都議定書の目標達成に向けて、政府が検討している「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の見直し等の新規施策との整合性に十分留意する必要がある。国と自治体が整合性のない、あるいは重複した施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くばかりか、過大な負担を課すこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、国が都の提案する制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるようにしていく必要があると考えます。</li> <li>○ 今後とも、国との情報交換を密にまいります。</li> <li>○ なお、都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対してはCO2の削減対策の強化を強く要求します。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業部門は、1990年度との対比で2005年度のCO2排出量が大幅に減少しているにもかかわらず、排出総量の規制を実施しようとするのは何故か。</li> <li>また、産業部門における業種別CO2排出量の増減に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都内の産業部門については、以下のとおりです。</li> </ul> <p>【総論的分析】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都内の産業部門におけるCO2排出量は、986万t（1990年度）から、558万t（2005年度※）と428万t（▲43%）減少しています（注：2005年度はCO2排出係数固定）。</li> <li>② 産業部門のうち、約25%を占める建設業は、200万t（1990年度）から138万tと、62万t（▲31%）減少しています。</li> <li>③ 建設業の減少要因は、建設売上が10兆2,705億円から6兆4,461億円と約36%減少していることによるものと推測されます。</li> <li>④ 7割強を占める製造業は、約770万t（1990年度）から約400万t（2005年度）と48%減少しています。製造業の減少要因としては、事業所数（事業所・企業統計調査）が約11万2千事業所（1991年）から約6万3千事業所（1994年）と43%減少したことによるものと推測されます。</li> <li>⑤ なお、都内の事業所数の減少幅に比較し、CO2排出量の減少幅がやや大きくなっていますが、これは、消費エネルギー別CO2排出量の構成比を見ると、燃料油では36.2%（1990年度）から14.4%（2005年度）と20ポイント以上減少し、都市ガスが21.2%から32.4%と10ポイント、電力が35.3%から51.0%と15ポイント増加しており、燃料転換が進んだことによるものと考えられます。</li> <li>⑥ また、電力のCO2排出係数を1990年度と同様であったとすると、2005年度のCO2排出量は470万t（約42万tの増加）となり、1990年度比で39%の減少となります。</li> <li>⑦ これは、事業所の減少割合に比較して、CO2削減割合が逆に小さくなっており、製造業全体で見ると一事業所当たりのCO2排出量は、やや増加しているといえます。</li> </ol> <p>【各論的分析】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 製造業各業種で、1990年度から2005年度にかけてCO2排出量が増加した業種はなく、すべての業種で減少しています。</li> <li>② 一方、一事業所当たりのCO2排出量を見ると、1990年度から2005年度にかけて食料品（204t→249t）、ゴム製造（121t→171t）、電気機械器具（62t→72t）、精密機械器具（29t→32t）の4業種で増加しています。これらの業種は、他業種に比較し総事業所数や、従業員300人以上の</li> </ol>

		<p>企業の減少割合に比べ、CO<sub>2</sub>排出量の減少割合が小さいものです。</p> <p>③ 次に、製造業のうち、CO<sub>2</sub>排出量の多い業種は、食料品（62万8千t）、窯業・土石（48万1千t）、鉄鋼（43万7千t）、パルプ（41万2千t）、電気機械器具製造（37万9千t）であり、この5業種で約235万t、製造業の58%を占めていますが、特に、先の4業種は製造過程で大量の熱を利用する業種でありCO<sub>2</sub>排出量が多くなっています。</p> <p>○ 温暖化ガスの削減は、すべての主体の取組が必要ですが、大量に温暖化ガスを排出する事業所は、より積極的な削減対策が求められます。現行制度が対象としている産業部門の対象事業所の平均排出量は、1所あたり約1.8万tと大きく、業務部門の対象事業所の平均排出量と比べて約2倍、一般世帯に換算すると約5900世帯分にも相当します。したがって、現行制度と同様、産業部門の大規模事業所も対象としていく予定です。</p> <p>○ 産業部門の対象事業所における削減対策につきましては、対象事業所には、指導や助言、立入調査などで都が行っている具体的な省エネ提案を、実施していただくだけの人的措置が十分ではないなどの問題点があげられます。</p>
	<p>【質問】</p> <p>・業務部門における業種別CO<sub>2</sub>排出量の増減（1990年度対比2005年度）に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。</p>	<p>○ 都内の業務部門については以下のとおりです。</p> <p>【総論的分析】</p> <p>① 都内の業務部門におけるCO<sub>2</sub>排出量は、全体で約1,576万t（1990年度）から2,100万t（2005年度）と524万t（33%）増加しています。</p> <p>② また、業務部門のその他のサービス業を除く各業種（事務所ビル、百貨店、その他各種小売、その他卸・小売、飲食店、ホテル・旅館等、学校、病院等）はすべてCO<sub>2</sub>排出量が増加しています。</p> <p>【各論的分析】</p> <p>① 業務部門のうち、約6割を占める事務所ビルは875万t（1990年度）から1,246万t（2005年度）と371万t（42%）増加しています。この増加要因は、床面積が約53%増加したことによるものと推測されます。</p> <p>なお、電力のCO<sub>2</sub>排出係数を1990年度と同様であったとすると、2005年度のCO<sub>2</sub>排出量は約200万tの増加となり、1990年度比で65%の増加となります。</p> <p>② 9%を占める飲食店は、109万t（1990年度）から182万t（2005年度）と73万t（67%）増加しています。</p> <p>この増加要因は、床面積が約30%伸びたことに加え、24時間営業など売り上げ増を目指した、営業時間の延長によるものと推測されます。</p> <p>③ 7%弱を占める学校は、104万t（1990年度）から139万t（2005年度）と35万t（34%）増加しています。</p> <p>この要因は、床面積が11%増加したことに加え、冷暖房設備等の導入による、エネルギー源原単位の増加によるものと推測されます。</p> <p>④ 5%を占めるホテル・旅館等は582万tから105万tと48万t（79%）増加しています。</p> <p>この増加要因は、床面積が約50%伸びたことに加え、ホテルの稼働率が上昇してきたことなどに伴い、床面積当たりのエネルギー消費原単位が伸びたことによると考えられます。</p> <p>⑤ その他卸小売及び百貨店を合わせると5%を占めており、CO<sub>2</sub>排出量は90万t（1990年度）から110万t（2005年度）と20万t（22%）増加しています。</p> <p>その増加要因は、卸・小売では床面積が30%、百貨店では2倍以上に増加したことに加え、営業時間の延長によるものと推測されます。</p> <p>⑥ 5%弱を占める病院等は、97万t（1990年度）から99万t（2005年度）と2万t（1%）増加しています。</p> <p>病院の床面積が約17%増加していることが原因と推測されます。</p> <p>○ 業務部門の対象事業所で削減対策が十分に進まない要因としては、人的配置などの点で省エネの運用対</p>

		<p>策が不十分であるとともに、熱源機器や照明などの設備更新時において必ずしも最高効率の機器に更新されるわけではないこと、更新時期を迎えたにもかかわらず多くの事業所で更新されていないことなどがあげられます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>【意見】</p>	<p>・そもそも行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした観点からも、一般論や抽象論ではなく、具体的な議論を進めることが極めて重要である。</p>	<p>○ 都の提案は、排出量を配分するものではありません。また、取引の対象は、実際に削減された量のみとするものです。</p> <p>○ 詳細は、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」及び「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</p>
<p>○削減の技術的裏づけ</p>	<p>・CO2 排出削減の技術的裏づけとして、空調、照明等の技術を例示しているに過ぎない。ごく一部の例示ではなく、削減目標との関係で包括的な技術的裏づけを示すべきである。また、仮に技術的裏づけのある目標が設定されたとして、その目標を達成するための望ましい政策が、なぜ総量の削減義務の設定と排出量取引の導入となるのか明らかでない。</p>	<p>○ 空調や照明は、ビルにおけるエネルギー消費のウエイトが高く、代表的な対策対象であり、その技術は削減対策の重要な要素となります。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>○自主的取組の評価</p>	<p>・「自主的取組が前提では温度管理すら容易に進まない」としているが、まず実務的に「進まない」要因を分析し、具体的な問題の解決に取組むのが筋である。総量削減義務を課しても、排出枠の購入が可能であれば、問題が解決されるわけではない。個別の問題に対しては、既に報告義務が課されている現在の「地球温暖化対策計画書制度」の枠組みを活用すべきである。例えば、温度管理の問題については、報告書の中で、統一的な実態調査方法を導入し、効果的な温度管理手法の検討・指導や全ての事業者に関する情報の公開など、問題解決に繋がる方策を検討する必要がある。</p>	<p>○ 温度管理については、現行制度における、粘り強くきめ細かな都の指導・助言によって、ほとんどの事業所で実施されるようになりました。</p> <p>○ 温度管理などの基本的な対策を超える、より踏み込んだ対策を推進し、温暖化ガスの大幅な削減を実現していくためには、削減義務と排出量（削減量）取引の制度が必要であると考えています。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</p>
<p>・最新の省エネ設備の活用状況等、問題が特定されているのであれば、それを後押しする補助金や税制優遇等を実施することが有効であり、制度整備・運営のコストや排出枠の取引コストが必要な排出量取引制度を導入することは、CO2 削減のための社会的なコストの増大に繋がりに望ましくない。</p>		<p>○ 都は、気候変動対策を進めるに当たり、金融機関との連携、地球温暖化対策推進基金の活用、税制の活用など、様々な工夫により、必要なイニシャルコストを確実に調達し、必要な投資が行われるよう仕組みづくりを行っていきます。こうした工夫を通し、先行的な施策には、必要な経費を大胆に投入し、低CO2型社会への転換を実現していきます。</p> <p>○ しかしながら、問題の根本的な解決のためには、CO2 排出にかかるコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置付けることが必要です。規制的な措置を講じることにより、それが可能になると考えます。</p>
<p>○削減義務と経済活動の制限</p>	<p>・「他の国や地域がCO2 の排出削減と経済の両立が可能と考えて排出枠設定・取引制度を導入しているため、東京都でも両立が可能だ」としているが、これまでの省エネ努力の状況も経済・産業構造やエネルギー資源の賦存状況等も異なる国や地域と東京都を比較することに意味はない。</p> <p>また、東京都に導入しても経済活力が削がれない理由を示されたい。</p>	<p>○ 削減義務と排出量（削減量）取引の制度によって、到来しつつあるCO2 排出制約の時代に、東京をいち早く適応させ、世界でもっとも効率の良い都市、低炭素型社会に適応した都市にしていくことが、東京の活力を維持することになると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「5 都市活力と削減義務」をご参照ください。</p>
<p>○削減義務と長期的対策</p>	<p>・「中期的な展望を明確にし、企業のCO2 削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標期間は5年単位となっているため、依然として事業者は、10年、20年という長期的な展望に立った削減対策の立案ができない恐れがある。</p>	<p>○ 5年間程度の計画期間における削減義務のほか、2020年など中期的な削減レベルも示すことにより、より計画的な省エネ設備投資の実施を可能にすると考えます。</p> <p>○ また、CO2 の早期削減の取組を更に促進する観点から、長期的な展望に立った削減対策ができるよう、第一計画期間（2010～2014年を予定）で削減義務量以上に削減した量について第二計画期間（2015～2019年を予定）に繰り越す仕組み（バンキング）も導入します。</p>

<p>○他地域への経済活動拠点の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出規制を強化すると他の都道府県や海外に経済活動拠点が移転することを助長するとの懸念に対して、「都は全国レベルでも導入されるべき対策を率先して提案している」としているが、東京都がリーダーシップを発揮し、他の道府県、海外諸国の説得を行うということであれば理解はできるものの、東京都のみが「率先して」、つまり単独で実行する以上、経済活動拠点の移転が起こり得るといふ懸念は払拭できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済活動拠点の移転には様々な要因があります。企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。</li> <li>○ そのため、本制度の施行だけで、企業の経済活動拠点の移転が起こり得るとは考えられません。</li> <li>○ 都は、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、より成熟した機能的で魅力的な都市を作り上げていきます。企業にとっても、魅力的で戦略的な都市であり続けると考えます。</li> </ul>
<p>○公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界各地で進んでいる導入事例のメリット・デメリットを参考にするとともに、現行制度の運用で得られたデータを最大限活用し」、公平性の確保に努めるとしているが、これまでの東京都の説明では、公平な規制の方法について具体的な提案や説明がない。実際に導入されている事例はEUだけであるが、EUにおいて、排出枠の配分を巡って800件以上の訴訟が提起されている。こうした実態を踏まえれば、公平性の確保は困難であると考ええる。</li> <li>また、「自主的な削減対策の枠組みでは、踏み込んだ対策を行わない業種や企業が残り、不公平になる」としているが、事業者が自主的に削減目標を設定することと、排出量取引制度は、行政が事業者に対して実質的に譲渡可能な財産（排出権）を配分することになるため、富の分配や競争条件の観点から、全く異質なものである点に留意する必要がある。公平性が確保できることを証明せずに排出量取引制度を安易に提案するのは合理的とは言い難い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都環境審議会による「中間のまとめ」で示されているように削減義務を設定することによって公平性や公正さに配慮することができると考えています。</li> <li>○ また、都の制度案は「排出枠」を配分するものではなく、譲渡可能な財産を配分するものではありません。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」及び「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</li> </ul>
<p>○東京都全体の削減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の約2割の事業所にのみ削減を義務付けることは不公平である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があり、それぞれの対策の強化を図っていきます。</li> <li>○ 本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO2排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、削減義務が課された場合、エネルギー効率の良い企業の成長を抑え、逆に市場から排除され生産を減らす企業は排出枠の売買で利益を得ることができるため、活力のない硬直化した都市になる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新・7つの論点「5 都市活力と削減義務」をご参照ください。</li> <li>○ なお、削減対策によらず事業活動が極端に減少したことで排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないような仕組みも検討していきます。</li> </ul>
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回ステークホルダー・ミーティングで、排出量取引制度が技術革新を促進する旨の発言があったが、排出量取引制度は、既存技術の普及を促進することはあり得るが、革新的技術の開発を促進することは考え難い。特に排出権の取引により義務を果たせる仕組み自体が大きな阻害要因となる。また、既に高いエネルギー効率を実現している事業者にとっては、追加的な技術開発等によって排出量をさらに削減するためのコストは高いため、排出量取引制度は、高度な技術力を備え、かつエネルギー効率でトップランナーにある事業者の技術革新を阻害する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほとんどの対象事業所は、省エネ技術それ自体を開発するというよりも、省エネ機器メーカーの開発した技術を導入する立場にあります。都の制度案の実施によって、高性能な省エネ機器の需要が拡大すると見込まれますので、省エネ機器メーカー等はさらなる技術開発に取り組みやすくなるものと考えます。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれにせよ、排出量取引制度は、一度、事業者が排出枠が配分され、売買が始まれば、実際のCO2削減のための技術開発や設備投資のコストとは関係なく、排出権が売り手と買い手の思惑の中で、金融商品の一つとして価格が形成されるようになる。そうなれば、排出量取引制度は、もはやCO2削減の手段としては機能しないことを銘記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の制度は、排出枠を配分するものではありません。実際に削減された量（削減量）のみを取引可能とする、いわば実需原則に基づく売買制度です。</li> <li>○ 各対象事業所に対して、削減に関する毎年度の進捗状況について報告及び公表を求めるとともに、都においても各対象事業所の進捗状況を公表することとします。</li> <li>○ したがって、削減量の需給状況については、都のホームページなどで容易に把握することができ、実際の需要に基づいた取引が中心になるものと考えております。</li> </ul>

<p>(社) 日本自動車工業会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・カリフォルニアの方では98年からゼロエミッションビークルという規制がありまして3%の車は電気自動車にしないと、こういう規制が出たことがあるのですが、私は何を言いたいかというと、結局技術の進歩がそこまで追いつかなかった。そういうことでカリフォルニアというのは3年ごとに規制を見直していく、そういうプロセスが入っているんですね。ですから常に最先端の技術はどの辺まできているのかというのが官と民と両方でレビューして、それでまた次の3年間でどういうふうにしてそれを修正していこうかということと一緒に考えるプロセスが入っているということ、ぜひご理解いただきたいなと思うのです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務水準については、2020年までに2000年比25%削減するという都の温暖化ガス削減目標の達成と削減余地等の2つの視点から設定していきます検討しますが、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。</li> <li>○ 削減余地の検討に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</li> </ul>
<p>日本私立大学団体連合会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・かなり経済的なインセンティブが働く問題でございますので、ちょっと教育機関にはそぐわないのではないかとこのように考えておるところであります。 むしろ大学でも高校でも処理をする段階でそれを環境教育というものについて力を入れて、先ほどお話がありましたようにこれから10年、15年という段階で世界的な広がりを持つということで、環境教育について力を入れて皆さんに重大な問題であるということを認識していただくように働きかけていきたいと思っております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生・生徒や一般都民等に対する環境教育の実施については、より一層充実していく必要があります。今後とも教育機関等と連携して、強化していきたいと考えます。</li> </ul>
<p>日本百貨店協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・やらされるよりやる気になるということが大事でございます、自主行動計画を尊重すべきではないかというふうに思っています。  ・特に小売業でございますが、総量規制につきましてはいかなものかなというふうに思っております。原単位につきましては省エネ機器の導入によって相当削減できました。しかし総量規制につきましては営業規制に直接つながるということでございまして、これから増床、建替えができなくなります。それから営業時間の短縮、あるいは休業日数の削減ということにもつながりかねないということでございまして、直接営業規制につながっていくのかなというふうに思っています。  ・省エネ機器の導入でございますが、百貨店協会は一生懸命やっておりますが、抜本的に変わるというのでしょうか、歴史的に変わるということはないわけでございます、建物を全部建て替えるという必要が出てくるわけですから建て替えるためにはその間、2年間休業しなければいけない、休業をだれが保証してくれるのかという問題がございますので、こういう業界の事情もよく勘案していただければありがたい。 基本的にはこの方向性については決して反対するものではないということでございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都が提案する制度は、排出削減に積極的に取り組んできた事業所に対する配慮をした制度で、こうした事業所が報われる制度です。</li> <li>○ 新・7つの論点「2 公平・公正な削減義務水準の設定」及び「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> <li>○ 現行制度では、建物の竣工・解体、増改築等による床面積の大幅な増減などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点も踏まえ、新制度においては、新たに出店したり増床したりした場合には、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量のデータ等をもとに新たに基準排出量を設定していきます。このため、出店・増床を規制するものではありません。</li> <li>○ 仮に、営業時間の延長や増床等によってCO<sub>2</sub>排出量が増加したとしても、他の事業所における削減量の取得等による義務の履行も可能であり、削減義務の達成のための手段は事業者の判断により選択することができます。</li> <li>○ 削減義務と排出量取引制度は、事業者の事業活動そのものを制限し事業活動水準を決定するものではありません。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」をご参照ください。</li> <li>○ 現行制度において、休業することなく省エネ改修をし、CO<sub>2</sub>の削減をしている百貨店もあります。</li> <li>○ 削減費用が他の事業所が行う削減費用よりも高い場合は、取引により削減量を買って取って義務を履行することもできます。したがって、義務履行のためだけに建替えが必要になることはありません。</li> <li>○ 義務水準は、一般に、建物を全面改築しなければ達成できないようなものではなく、省エネ改修などの設備更新や運用対策等により達成できる水準となると考えています。</li> </ul>
<p>(社) 不動産協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・大きな疑問点があり、このままの案では、私どもとしては賛成できないので慎重に検討いただきたいというのが結論でございます。 その理由を申し上げますと、1つは現行の制度ではだめなんだと、限界があるんだということとをいろいろと書かれているのですが、特に大規模なCO<sub>2</sub>排出をする事業所に関して自主的な制度というものは、私どもは評価されるべきだと考えております。先ほどのこの資料2のところでのコメントにもいろいろ書かれていますが、もちろん東京都もこれについての成果はあったということをお認めになっています。しかし、いろいろ限界があるということでその限界</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新・7つの論点「7 自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> </ul>

<p>を解決するためには義務化しかないんだという結論ですけれども、それはやはり何かジャンプし過ぎて、そのような計画制度の限界がここに幾つか示されておりますが、これらを解決するために義務化の制度というのは必ず必要なのだろうかということを私どもは感じるわけです。</p> <p>例えば、ここの総量削減が保証されないということを言われていますが、それでは今の計画制度の中で総量的な目標を決めさせて、原油換算で1500キロリットルぐらいですか、一定の事業所についてはご指導されるということは不可能なのかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度の改善に関するご提案をいただき、ありがとうございます。</li> <li>○ 各事業所の目標の設定が事業者の自主性に委ねられるとすれば、設定する目標のレベルがまちまちになるでしょうし、目標を設定しないこともあり得ると思います。また、目標を確実に実現させる手段もありませんから、総量削減のための実効性が必ずしも担保されません。</li> <li>○ 都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、自主的取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。</li> <li>○ しかし、この過程で、自主的取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そこで今回、削減義務と排出量取引制度を提案したものです。</li> <li>○ また、自主的取組が前提である場合、都の強力な指導によっても、削減対策に積極的に取り組む事業者と踏み込んだ対策を行わない消極的な事業者とが生じてしまうこととなります。</li> </ul>
<p>・二つめとして自主的取組という枠組みの限界ということでB、Cの評価になった事業所に対してはどうしようもないんだと、だからその辺について義務化をするんだという必要性を言っておられますが、それではこのB、Cというランクづけの事業所を公表すれば良いのではないかと、公表してこれだけ環境が重要なときにこの事業所は全然協力していないということ世の中に示して、その世の中の評価を受けるということにできないのだろうかとか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名公表は実効性を担保する措置のひとつですが、必要な排出削減を実現するためには、どのような担保措置をとるかによるものではなく、どのように削減水準を設定するかにあります。自主的取組では、必要な削減水準は達成されません。確実に必要な削減を行っていくためには、義務付けが必要です。</li> <li>○ 氏名公表により確実に必要な削減水準を達成しようとするれば、必要な削減水準を義務付けていかなければなりません。氏名公表をしっかりとやれば自主的な枠組みでも、義務化と同じ効果が得られるというものではありません。</li> </ul>
<p>・三つめとして対策の一律実施の方式の限界です。これについては排出量取引制度というものがあから、対策については一律ではなくて多様な選択も可能になったのだという話ですが、他方規制をすることによる一律性も出てくるわけですから、むしろ自主行動計画の方がいろいろな対策を、例えばビルの問題でいきますと建物の問題、それから設備の問題、それから大規模な開発になれば建物の間のいろいろなエネルギーの交換の問題、それからコンパクトシティの実現などという形での総量的な削減効果ということも期待できるわけで、その実施についての多様化というのは、むしろ自主行動計画を充実させていく、またそのような観点のもとに東京都がご指導されることにより、いろいろな対応が出てくるのではないかと考えられるわけです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する制度は、総量削減の達成に向けて、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</li> </ul>
<p>・特に温暖化の危機の回避のためにはこのようなことが必要なんだと言われているわけですが、温暖化の問題が危機であるのであれば、何で一定の事業所だけに対する義務づけをするということで危機が回避されるのだと、先ほどどなたかも言っておりましたが、小規模な中小企業の問題、それから家庭の問題というようなことがあるわけです。事務所の関係で言いますと約9割が中小企業です。大きなビルは約1割ぐらい、この1割がこの対象になっているわけですが、1割のところを義務づけて9割のところは多分助成などでやるんだということであれば、それで危機が回避されるのかということについてはやはり大きな疑問があります。</p> <p>中小のビルを除外すると、大きなビルは全体として1割ぐらいです。したがって、そのところを除外して規制というのは全体の総量削減に進むのかという疑問がございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。</li> <li>○ しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO<sub>2</sub>排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> <li>○ 大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があり、それぞれの対策の強化を図っていきます。</li> <li>○ 中小規模事業所に対して、様々な施策を講じて対策を強化していきます。</li> </ul>
<p>・テナントビルに関して、オーナーにテナントの部分の省エネCO<sub>2</sub>削減についても義務づけている、オーナーにとってテナントは、ある意味では神様みたいな感じもありまして、やはりテナントがそういう使い方をしたいということになれば、なかなかそれについては抑制することは難しいわけです。自分たちの言うことを聞いてくれないのなら他のビルに行きますと、端的にそう言われてそこから出て行ってしまおうというような関係になりますので、そこで規制の対象となっていないところに行ってしまうと、何も効果がないということになりますので、やはりオーナーにそのような義務づけをするのではなくて、テナントに何か手当てがないとこの問題は実効性がないのではないかと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。</li> <li>○ そのため、テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにしていきます。</li> <li>○ また、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</li> <li>○ また、テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナン</li> </ul>

		<p>トの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度同様、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。</p> <p>○ さらに、テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</p>
◇第2回ステークホルダーミーティングへの事前意見 (19/10/22)	【意見】 ・テナントビルにおいては、所有者は建物の性能を高める対策や共用部分の対策は主体的に進められるが、専用部分の使い方は、テナントの意志による。専用部分からの排出量はテナントの事業の結果であり、テナントの業種、稼働時間、OA 機器の使用度、入居率等により変動することから、ビル所有者がコントロールするのは現実的ではない。	○ 新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。
	・産業の成長度(=需要の大きさ)などに鑑み分野別の目標を設定すべきであるとする。オフィスビルは、経済成長や東京の国際競争力の向上に伴い、今後10年間程度はストックが増加すると予想されるが、これを考慮せず、25%減との考えで削減義務水準を検討し、無理な削減を義務付けるとすれば、あまりにも不合理で過度な規制になる。	<p>○ 都が示した「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標は、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。中小規模事業所での対策や家庭での対策など、あらゆる主体が役割と責任に応じてCO2を削減する仕組みをつくり対策をとっていく必要があり、対策の強化を図っていきます。</p> <p>○ 分野別の削減目標については、東京都環境審議会において、東京都環境基本計画のあり方についての最終のまとめまでに提示するよう、今後詳細な検討を行ってまいります。</p> <p>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。また、制度開始後新たに対象となる事業所の参入などにより、業務・産業部門の温暖化ガスの排出総量が増加することのないよう、オフィスビルの床面積の増加など、今後の対象事業所数の増加を見込んだ上で、対象事業所の削減義務水準を設定していきます</p> <p>○ なお、新たに対象となる事業所については、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO2排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら新たに基準排出量を設定していきます。</p>
	・「テナント事業者の取扱いについても検討:ビルオーナーの温暖化ガス削減対策への協力義務など」とあるが、具体的にはどのような義務を想定しているのか。その実効性を担保する措置(ペナルティ)はあるのか。テナントが協力義務を果たさない場合は、所有者は免責されるのか。	<p>○ テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。</p> <p>○ また、テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。</p> <p>○ さらに、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</p> <p>○ また、テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</p>

## エネルギー事業者

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
石油連盟	◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・私どもはディーゼル、それからガソリンのサルファーフリーを実現いたしました。この過程で何が起きているかと申しますと、確かにサルファーを下げたのですけれども、製油所ではサルファーを除くためにいわゆるエネルギーをたくさん使います、脱硫するために。そうしますとキャップをそこでかけられますとそういった対策がなかなかやりにくい問題が出てまいります。ですから制約があってはいけないということではないんです、ただ、合理的な制約とい	<p>○ サルファーフリー軽油を実現していただき、ありがとうございます。</p> <p>○ 削減義務水準は、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。</p> <p>○ また、その検討に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</p>

	<p>いますか、そういったものがほしいということでございます。</p> <p>今、私どもが直面している大きな問題は船舶用のC重油について、いわゆるこれは硫黄分が大気汚染をもたらすと、今陸上の方ではできておりますけれども、これについても下げろということで、これは世界的に問題になっておりまして、相当な投資、これもコストが相当かかります。それと同時にやはり硫黄分を下げますと、今以上に同じ量のものを供給するにしても精油所でもっていわゆるエネルギーをたくさん使わなければいけません。その際にキャップを重ねますとそういったことに応えることができないと、そういったことを申し上げているだけでして、私どもそういった事情がございますので、一般論として先ほど個別の業界からもいろいろ話がございますけれども、合理的ないわゆる制約ならばいいのですけれども、単に過度な制約であれば私どもこれについては問題があるというふうに申し上げておきます。</p>	
東京ガス(株)	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京へ機能が集中することを阻害してはいけないのではないかなというふうに逆の面で思います。というのも「東京を更に魅力的な都市へ」というふうにここに書いてありますけれども、ますます東京は集中高密度化あるいは機能集中していくというふうに思っておりますし、そうなりますとCO<sub>2</sub>の総量ということをやりますと見かけ上は総量は都で見れば増加するわけですが、機能が集中化すること、あるいは都市全体がコンパクト化することによって国全体ではCO<sub>2</sub>が減るのではないかなというふうに思います。</li> <li>特に冒頭の資料にありましたとおり、空調機器についても大型のターボ冷凍機、吸収式冷凍機というのは能力が大きくなればなるほど効率が高いという特性もございますし、こういったものを機能が集中した病院とか学校とかあるいは商業施設、ホテル、こういうものがエネルギー付加の違ういろんな建物が集中したところでエネルギーを流通しあうようなシステムをつくっていくということが省CO<sub>2</sub>には不可欠ではないかなというふうに考えてございます。</li> <li>また、「災害に強い都市づくり」という意味におきまして、あるいは再生可能なエネルギーの導入ということについても、そういう集中したところでは導入がわりと可能だというふうに考えております。そういうことからすると総量規制という東京都だけの総量規制というところについての目標のかけ方については相当なご配慮をいただかないと、東京の高機能の高密度化あるいは集中化というところの10年後のリソースみたいなところへ持っていく阻害があるのではないかなというふうに考えておりますので、その辺もご検討いただいているかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の高度利用が行われるような都市開発などでは、一定の地域において大量かつ高密度のエネルギー需要が生じます。このため、個々の建築物だけでなく、都市排熱等の未利用エネルギーの活用など、地域全体でエネルギーの有効利用を図り、最先端のエネルギー性能を実現していくことが大切です。</li> <li>○ また、大規模開発時に整備されるエネルギー供給システムにより、継続的かつ大量のエネルギーを消費することにもなります。大量のエネルギー消費に伴う環境負荷を低減するために、エネルギー効率の向上に向けた継続的な取組が図られるよう、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画書制度（仮称）」を創設し、地域冷暖房等の対策を推進してまいります。</li> <li>○ 大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>の総量削減と、地域におけるエネルギーの有効利用は相反する課題ではないと考えます。</li> <li>○ なお、大規模CO<sub>2</sub>排出事業所への削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討していきます。</li> </ul>
東京電力(株)	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都さんが一生懸命いい企業をほめる、あるいは表彰制度とかいろんなことがあると思ひますけれども、そういうことをしていただいてそれで我々も活力をみなぎらせてCO<sub>2</sub>削減に取り組むと、こういった東京をぜひつくっていただきたい、そういうふうに思ひます。</li> <li>・東京電力は電力債、クレジットを買って頑張っているところです、これが欧米とは違うところだと思ひます。言ったことは守るとするのが日本の自主行動計画、これはもうみんな企業はそれをやっているところですので、自主行動計画はだめだという欧米とはちょっと違うと思ひます。それからレベルも違います。欧米の効率レベルと日本の効率レベルとは違う、そのいい効率レベルの中でさらに削減しようとしている、このところは非常に経営に直結する問題なのでよく考えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご提案の優良企業の表彰制度は、現行制度においても含まれており、今後も実施していくことを検討します。しかし、こうした制度だけで大幅な削減を実現することは困難です。</li> </ul>

<p>・大幅なCO<sub>2</sub>削減、言及的なCO<sub>2</sub>の総量削減、これ西岡先生が言われたとおり、これも我々の願いです、これも目指すところです。ただ、個々の主体にCO<sub>2</sub>のキャップをはめるということは、これ非常に問題がある。京都議定書もそうです、アメリカとかそれから中国そういうところもあると思います。企業も東京から逃げてしまうかもしれない、活動を縮小してしまうかもしれない、規制は確かに眺めている人を鼓舞するという、やらせるというそういう効果はあるかもしれませんが。ただ頑張っている人を追及してはいけません、頑張っている人がより頑張ることができなくなります。ですからこういうところではなくて実質的な取組、トップランナーをたくさんふやそうという取組がいいと思います。これはどんどん地方にも広がりますし、それから先ほど言った中小の企業にも広がります。こういった広がりの方が 行政コストも少なく、よりいい取組ができると思うのです。</p>	<p>○ 都の提案する制度は、より積極的に削減対策を実施し、削減義務水準よりも削減した事業所は、その削減量を他の事業所に売却することができるなど、頑張っている人が報われる制度です。</p> <p>○ 企業立地は、CO<sub>2</sub>の削減コストだけに左右されるものではなく、さまざまな要因により決定されます。したがって、本制度の導入のみを理由に企業が東京から撤退することはないと考えています。</p>
<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12) 【意見】</p> <p>・最初に前回(10/25)のステークホルダー会合では、東京都と産業界の主張には相違点が多く見られ、意見の一致には至らなかったということを確認したい。産業界出席者の多くは都が提案する制度に疑問を呈している。本制度の当事者である産業界の意見を真摯に受け止めて頂きたい。</p> <p>・当社を始め産業界は、地球温暖化対策を積極的に推進していきたいと考えている。その為自主的取組をベースとし、東京都と協力して東京のCO<sub>2</sub>削減の達成を目指して行きたいと考える。</p>	<p>○ ステークホルダーミーティング等で頂戴しているご意見等を踏まえ、より実効性の高い制度を構築していきたいと考えております。</p>
<p>○削減の技術的裏付けについて</p> <p>・「都の考え方」や当日の議論で何度も言及されていたが、過去の技術革新の歴史を根拠として「制約を課すことによって革新的技術開発(イノベーション)を起こす」という思想は、技術開発を安易に考えすぎているのではないかと懸念。</p> <p>・また老朽化に伴う既存設備の取り替えは建物の改修を伴う場合など、多大なコストがかかる恐れがあり、これを見込んだ規制導入は事業者の経営を著しく圧迫する恐れがある。</p>	<p>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していくものです。</p> <p>○ 検討する省エネ技術は、建物の大規模な改修を必要とするものでなく、設備更新等の対策を中心に検討していくものです。なお、削減対策のコストについては、他の事業所で実施する削減対策のコストの方が低廉であれば、そうした事業所の削減量を買収することが可能であり、対策コストの低減を図れる制度です。したがって、必要以上に過大なコスト負担を求めることなく、削減義務を履行できると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>○自主的取組の評価について</p> <p>・東京都はこれまで「地球温暖化対策計画書制度」や「地球温暖化対策推進ネットワーク」など、国や他の自治体に先駆けた斬新な制度を大変な手間と労力を掛けて精緻に実施してきた。これらの取組は、①技術的な実現可能性を見極めた適切な目標の設定、②具体的に実施可能性を検討した上で施策を講じることによる企業活動への悪影響の最小化、といった点で実効性のある取組であると思われる。ほとんどの企業は省エネ、省CO<sub>2</sub>対策に必死に取り組んでおり、新設やリニューアルに際しては出来る限り最新の技術を導入している。従って行政としてはこうした企業の経営判断を最大限尊重して頂きたい。</p>	<p>○ 対象事業所では、積極的に排出削減に取り組む事業所は一部であり、多くが基本的な対策レベルにとどまっています。</p> <p>○ たとえば都内の事業所では、既に市場で提供されている最新の省エネ機器が十分に活用されていません。</p> <p>○ 熱源機器メーカーに都がヒアリングしたところ、販売されている機器のうち、標準レベルに比べ効率が大幅に高い機種が占める割合は、概ね1割から3割程度との事例があり、最新の省エネ機器が全面的には導入されていないことが分かりました。</p> <p>○ また、対象事業所に設置されている冷凍機やボイラー等の熱源、ポンプ、空調機などの機器についてみても、1970年代・1980年代のものも相当数残っています。</p> <p>○ このように、自主的取組を前提とする現行制度では、今後求められる排出削減を実現できないと考え、都は、今回の提案をしています。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>

<p>・また二つ目の■に「自主的取組が前提では、温度管理すら容易に進まない」との記載があるが、これについては運用改善により更なるCO2削減の余地があることを示していると思われる。このように可能であるにも関わらず適切な温度管理を行っていない悪質なケースについては企業名の公表などの措置があると思われる。一方でテナントビルや商業施設など業種や事業所によっては一律の温度設定を強制することが困難である場合には、安易に規制を導入するのではなく、あくまで自主性を尊重し、無理な対策を強いることのないようお願いしたい。</p>	<p>○ 例示の温度管理については、都の粘り強く、きめ細かい指導・助言により、ほぼすべての事業所において実施されるようになっていきます。したがって、現行制度でのB・C評価の事業所は、全対象事業所の1.5%、19事業所にすぎません。これらを公表しても、全体的大幅なCO2の削減を実現することにはなりません。</p> <p>○ 今後は、温度管理のような基本的な対策レベルを超え、より踏み込んだ対策が求められます。しかし、自主的取組を前提とした現行制度では、こうしたレベルの排出削減を実現することは困難であると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</p>
<p>○削減義務と経済活動の制限について</p> <p>・一つ目の■で、EUや米国諸州で排出量取引の検討が広まりつつあり、排出権取引が世界の潮流であるかのような記載があるが、例えば米国で検討されている排出権取引法案の中身を見ると「2020年で1990年レベル」など緩やかなキャップを想定しているものがほとんどであり、東京都が計画しているような大幅削減には及ばない削減水準である。</p> <p>・そもそも各国の効率化レベルや、自主的取組に対するマインドは様々である為、国ごとに様々な取組があって当然である。日本の場合はIPCC第四次報告書にも記載されているように「自主的取組」がうまく機能しており、かつ限界削減費用が最も高い国である。こうした日本の状況を鑑みず、更に厳しいキャップを課すことは経済成長を縮めさせる恐れがある。</p>	<p>○ ご指摘のように、国ごとや地域ごとに、それぞれの実情に応じた様々な取組があってよいと思います。</p> <p>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO2の排出量を劇的に減少させる必要があります。先進国においては2020年までに1990年比で25~40%程度の削減が必要であるとも指摘もあります。</p> <p>○ 都は、この認識の下、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を掲げましたが、北欧一国並みのCO2を排出している大都市東京の目標・責務として、必ずしも高すぎる目標ではないと考えます。</p> <p>○ なお、IPCC第4次評価報告書によると、「例えば日本では政府と産業界の間の協力の歴史があり、自主計画(Voluntary programmes)の実行を促進している。」とし、「政府と産業界の密接な協力の伝統がある国では、ベースラインよりも排出量を削減してきた。」と記述しています。また、同報告書は一方で、「自主協定(Voluntary agreements)が排出量をBAU (business as usual)よりも大きく削減させたという証拠はほとんどない。」とも指摘しています。</p>
<p>・また「取引」を前提としている以上、CO2は金融商品となり、投機の対象となる可能性も考えられる。実際、欧州排出権取引制度において実証されているように、CO2の価格は実際の削減コストと切り離され、市場の動向に左右されている。その結果、経営者は金融ブローカーやトレーダーの動向により上下するCO2価格を考慮しながら事業活動を行わざるを得なくなる。</p>	<p>○ 都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。</p> <p>○ したがって、EUの排出量取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EUの制度とは異なる制度です。</p>
<p>○削減義務と長期的対策について</p> <p>・都は「中期的な展望を明確にし、企業のCO2削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標設定期間は5年間単位になっている。従って依然として企業としては長期的な展望に立った削減対策の立案が出来ない恐れがある。</p>	<p>○ 5年間程度の計画期間における削減義務のほか、2020年など中期的な削減レベルも示していきます。これにより、より計画的な省エネ設備投資の実施を可能にすると考えます。</p> <p>○ また、CO2の早期削減の取組促進や長期的な削減対策の立案が可能となるよう、第一計画期間(2010~2014年を予定)で削減義務量以上に削減した量について第二計画期間(2015~2019年を予定)に繰り越す仕組み(バンキング)も導入します。</p>
<p>○公平性の確保について</p> <p>・都は「取組の優れたトップレベルの事業所については削減義務水準についての一定の配慮を行うなど、様々な意見を伺いながら詳細については順次具体化していきたい」と述べているが、個別事業所ごとに状況は千差万別であるため、事業所ごとに排出割り当てを行うことが難しいことは、現行の「地球温暖化対策計画書制度」策定時に認識済みのはずである。</p> <p>・このことは現行制度の運用によりデータの蓄積が得られた今日においても、本質的には解決されていないものと思われる。</p> <p>・なお、都は「自主的な対策では企業間格差が是正されず、却って不公平が拡大する」と述べているが、今後行政・企業等が消費者に対して温暖化問題に対する正しい知識や理解活動を推進して行くことによって、環境負荷の少ない商品やサービスが市場から選ばれ、温暖化対策の取組の進んだ企業が資本市場でも評価されるようになると思われる。</p>	<p>○ 対象事業所における対策の実施状況は、ほぼすべての事業所において、基本的な対策レベルはすべて実施されるようになっていきます。このため、現行制度策定時に比べ、対象事業所の対策レベルは揃ってきており、ご指摘のような千差万別というような状況はなくなってきました。こうした現行制度策定時とは異なる状況認識・前提条件を踏まえ、今回の提案を行っているものです。</p> <p>○ 新・7つの論点「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</p> <p>○ なお、温暖化対策に積極的な企業が社会的に評価される仕組みづくりは重要な課題です。新しい制度においても、事業者の優れた取組が社会的に評価されるよう、事業所の取組を分かりやすく公表していきます。</p>

省エネルギー技術

	ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>ESCO推進協議会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融の整備というものをきちっと考えていただきたい。</li> </ul> <p>ESCO事業が今一番かかっている問題というのは、例えば中小企業にはESCOは入らない。これはなぜかという省エネポテンシャルがあって、企業の方もこういう事業に技術を入れれば儲かるということがわかっていながら、だれもお金を貸してくれないというところがございます。したがって金融は、与信が低いところにはお金が回らないという非常に厳しい経済原則でございますけれども、例えば総量で義務化というのは先ほど何か例が出ておりましたような新築の市場ではなくて、既築の市場にも常に入ってくるわけですから、そこでの活動が重要になったときに与信が低い事業者がいて、例えばそこに総量規制がかかり、省エネ投資をしないとクリアができない場合、技術はあるが、金融機関からお金がかりられず、省エネ投資ができない結果、罰則が待っているというのは問題であろうと思います。 <li>・排出権取引がしっかりと1,000円、2,000円という価格ではなくて合理的な価格にするための具体的な施策というものを示していただきたい。</li> <p>今の排出権取引の価格は1,000円とか2,000円ですね、これは私が計算すると日本で業務用ビルで排出削減をしようすると多分2万円から5万円かかります。つまり10倍とか20倍安い価格でしかないんです、これはなぜかというのはよくわかりません。ただ、私が感じるのは、今東京都さんは規模の大きいところに規制をかけようとしておられる。これはCDMですと先進国には規制がかかっているけれども、京都議定書から離脱したところには規制がかかっていないという、規制がかかっているところとかがかかっていないところから買って来て、かかっているところでCO<sub>2</sub>排出減をとるという不完全なものになっているからだと思います。つまり規制のかかかっていないところは、売ったあとの責任は発生しないつまり削減の義務化というのではないわけですから不安定なわけです。不安定なところに高い価格がつくわけがないということ、私は感じております。もし排出削減取引を合理的な市場に育てるのであれば、ある一部の削減義務を課するというのは不都合であると思っています。やはり義務化をするのであれば全てを義務化しなければ排出権取引の合理的な市場は難しいだろうと、思っています。 <li>・経済合理性があるというのであれば、なぜ一定のところだけに義務を課するのか。</li> <p>東京都さんが今回の政策は経済合理性にもちゃんと目配りをしていますというご発言がございました。それであればうかがいたいのは大企業だけに削減義務を果たすということではなくて、経済合理性があるのであればなぜ全体に削減義務を果たすということが言えないのか。</p> </p></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の環境配慮行動を促進するために、金融機能の果たす役割は非常に大きいと考えます。</li> <li>○ とりわけ、事業者の省エネ投資への金融面の支援は欠かせないと考えます。</li> <li>○ 中小企業に対しては、現行の制度融資や環境CBO等を通じて支援していきます。</li> <li>○ また、平成17年度から環境金融プロジェクトを実施していますが、環境投融資の拡大を金融機関に要請するなど、経済的インセンティブとしての金融機関の役割の強化について、検討していきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。</li> <li>○ したがって、EUの排出量取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EUの制度とは異なる制度です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大企業、中小企業及び都民のすべての主体が温暖化対策に取り組んでいく必要があります。現行の環境確保条例においても、すべての事業者が温暖化対策に取り組むべきことを規定しています。</li> <li>○ しかしながら、その役割と責任に応じて、また施策の効果等によって、行政のとるべき施策の対象と内容は異なるものがあってしかるべきであると考えます。</li> <li>○ 本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO<sub>2</sub>排出量は約1万トンであり、都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> <li>○ すべての事業者を義務対象とした場合は、モニタリングコストが増大するなどかえって経済合理性を欠くことになることなどから、排出量の大きい事業所を対象に制度を構築します。</li> </ul>
<p>太陽光発電協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい制度や仕組みを導入するにはそれを支える多くの関係者の方との調整が重要だと思います。例えば再生可能エネルギーなどの普及をする場合に、それを導入するための新しい試みに挑戦するマインドだと高い目標を持つということだと思います。例えばドイツの太陽光発電の成功例で見ますと、明確に目標を掲げ将来に対する制度設計がはっきりと見えるんですね、やはり制度自身が見えないとなると、実際にそれにかかわる人や、一般市民の皆様もなかなか先に対しても一つの行動がとれないということなのだと思います。今回東京都さんが明確にその制度設計自体をこうあるべきということを打ち出されているということは、ある意味では企業にとっても企業の環境コストを広く社会システムとして都民の皆様にも理解していただく、いいチャンスになると思います。そういう意味では当太陽光発電協会といたしましても、様々な形で東京都さんの制度設計にはご協力をしたいと思っております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからの社会は、資源制約とCO<sub>2</sub>排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</li> <li>○ 削減義務と排出量取引制度は、環境のためのコストを社会システムに取り込む手法のひとつであると考えます。</li> <li>○ 貴協会には、これまでも都の施策運営に多大なご協力を賜り、感謝しております。今後ともよろしく申し上げます。</li> </ul>

<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が率先して2020年までに、2000年比-25%を明確に掲げていることで広く市民が参加する目標が定まり、地球温暖化対策を身近な問題として社会的な議論が行われ具体的な施策が実行されることを期待致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げましたが、大企業、中小企業、都民等あらゆる主体とともに、この目標の実現に向け、取り組んでまいります。</li> <li>○ 様々な施策展開を通じ、都民・事業者の皆様のご協力の下、東京をいち早く、低炭素型の社会に転換してまいります。</li> </ul>
<p>○総量規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界では、京都議定書での目標達成を目指して、自主行動計画の削減目標を積み重ねており、総量規制の導入にはこれらの努力を配慮した対策が必要。</li> </ul> <p>又、実際の制度履行段階での透明性が十分に確保されるとともに、積極的に削減に取り組む事業者には経済メリットを与えるしくみが重要と考えます。</p> <p>○実質的な排出量取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主行動計画の削減計画を基本とし、大規模工場、事業所等における省エネルギー対策についても徹底した削減努力を行っていることは高く評価できるが、2020年を見通した25%の削減目標達成には、排出原単位での努力や、省エネルギー対策の限界が見えてくると思慮しています。</li> </ul> <p>具体的な、制度設計にもよりますが、省エネルギー努力を行った事業者に配慮した目標設定枠と、排出量取引の具体的な制度設計を行っていくことが必要と考えます。排出量取引が、絶対的な手法とはいえませんが、閉塞した状態から抜け出すには、あらたな仕組みによる温暖化対策が必要と考えます。</p> <p>(国際的な枠組のなかでは、EU・米国・加の11州が、温暖化ガスの排出権取引の制度共通化に向けて動き出しているなかで、東京都が、国に先駆けて検討することは、ひろく都民が社会システムとして、この制度について公的な議論を巻き起こすことになり、新しい制度設計には重要なステップ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ より積極的に削減対策を実施し、削減義務水準よりも削減した事業所は、その削減量を他の事業所に売却することができるなど、積極的に削減対策に取り組む事業者が経済的にメリットを享受できる仕組みです。</li> <li>○ 削減義務水準は、都の掲げる「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」目標の達成と事業所における設備更新や対策の進捗状況や利用可能な技術などの削減余地等から設定していきます。この設定に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</li> <li>○ 制度の実施・運営に当たって、透明性を確保するよう配慮していきます。</li> </ul>
<p>◇第3回ステークホルダーミーティングの事前意見として頂戴したご意見 (20/1/10)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「京都議定書目標達成計画」の見直し、昨年末の中央環境審議会と産業構造審議会の合同部会でまとめられ、自主行動計画の更なる追加対策等により京都議定書目標のCO2の6%達成可能(10年度には、CO2換算で3500~3600万ト削減)と明記された。</li> </ul> <p>しかしながら、内容は先進的な企業の努力や国民の自主的な行動に頼ることが主体となっており、削減効果が担保されたわけではないと考えます。</p> <p>東京都が今回まとめられた「東京都気候変動対策」は、国の対策を更に進めた強化策であり、東京都市先進モデルが、今後の国の施策へ波及し融合していくことを期待いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ありがとうございます。</li> <li>○ 都の提案する気候変動対策は、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であると考えます。</li> <li>○ 国に対して、温暖化対策の強化を強く要求していくとともに、我が国の温暖化対策を牽引してまいります。</li> </ul>
<p>○制度設計の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の、自主行動計画の延長には、総量削減や、実質的な排出量取引が取り入れられることになることは、日本以外の諸外国の例をみるまでもありません。排出量取引については、日本では、まだこの仕組み自体が機能していないことから、EUや、米国州政府の動きから、環境分野における日本の姿勢が国際的孤立を招き、却って日本の競争力低下に繋がる可能性も否定できないと思います。現在、都で検討されていることはCO2排出に関するステークホルダーで言うと先進国と途上国、あるいは大都市と地方といった図式と酷似しています。ここで都がリーダーシップを示すことは、現在世界が抱えている問題解決の先駆的モデルとして評価されることを期待します。</li> </ul> <p>そのためには、都の「地球温暖化対策計画制度」では、2010年開始年に対し5年程度の計画期間もっており、事前制度設計の内容をこの間で検証していくことかと考えます。</p> <p>重要なことは、一律キャップではなく、削減ポテンシャルのあるところに集中的に投資あるいは援助すべきでその義務は全ての関係者が公平に負うということです。キャップや規制は効果の評価を行いながら段階的に進める方法もあると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温暖化対策は一刻の猶予も許されません。都は国に代わって世界最高水準の対策の実施を提起し、我が国の温暖化対策をリードしていきます。</li> <li>○ 現行制度の運用により、都及び各事業所において、データや知識・経験等の蓄積がなされてきています。ほぼすべての事業所において基本対策を計画化していただき、全体の底上げが図られました。また、積極的に削減対策を計画化する事業所も現れてきて、どのようなレベルがトップレベルであるかについても分かりました。これらの知見・データ等を活用し、新しい制度に移行したいと考えています。</li> <li>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。あわせて、2020年など中期的な削減レベルも示すことにより、より計画的な省エネ設備投資の実施が可能になるよう配慮します。</li> <li>○ なお、必要に応じ、新制度の計画期間の中間年で運営方法等を見直していきます。</li> </ul>

	<p>○中小規模事業所に地球温暖化推進制度の創設</p> <p>・中小規模事業所での削減策への仕組みが必要であり、強化策は有効と考えられますが、省エネ法の改定も視野にいたした制度設計が重要と考えます。また、中小事業者での、削減策にたいするインセンティブを検討することも効果的であろうと考えます。</p>	<p>○ 中小規模事業所は、これまで都や国の制度の直接的な対象となっていなかったこと、また、省エネに関する知識や省エネ投資を行う資金力が不十分なことなどから、省エネ化の推進に向けた取組が立ち遅れているのが現状です。</p> <p>○ 都の提案する大規模事業所の削減義務と排出量取引制度において、中小規模事業所において省エネ対策を実施したことによって生み出された削減量を取引の対象とすることにより、中小規模事業所における対策を推進するインセンティブになると考えます。</p> <p>○ また、現行の地球温暖化対策計画書制度の対象とならない中小規模事業所における温暖化対策の取組状況やCO<sub>2</sub>排出量等を記載した省エネ報告書（仮称）を都に任意で提出できるようにするほか、チェーンストアなど、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書（仮称）を本社等が取りまとめて都に提出していただくなどして、中小規模事業所におけるエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組を推進していきます。</p>
--	---	---

### 都民・消費者団体

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
特定非営利活動法人 グリーンコンシューマー東京ネット	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・CO<sub>2</sub>の総量削減というのは本当に待たなければならぬ、みんなが取り組んでいかなければならないということは、もう皆さん本当によく認識していらっしゃると思います。私たちも持続可能な社会ということで子どもたちに環境学習を行ったりしておりますので、ぜひぜひ同じ目線で、どうしたら持続可能な社会になるのかというところでこの場の話し合いが進んでいくことを本当に願っています。</p> <p>今、必要なのは積み上げていくことではなくてバックキャスト、10年、15年後から今を見て何をしていくべきかということだと思います。前回、末吉先生がおっしゃったように技術に関してはもうイノベーション戦争だと、これからどこか生き残るかということだと思うとおっしゃっておられたように、日本の技術力に期待しております。</p>	<p>○ ご指摘いただいているとおり、あるべき姿から今何をすべきかを考えていかなければなりません。</p> <p>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。さらに、先進国においては2020年までに1990年比で25～40%程度の削減が必要であるとの指摘もあります。</p> <p>○ 都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を掲げ、「東京都気候変動対策方針」において、大規模事業所への削減義務化をはじめとする代表的な施策を先行的に提起しました。</p> <p>○ 日本の環境技術を最大限発揮する仕組みをつくるとともに、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みをつくり、当初の3～4年を低CO<sub>2</sub>型社会への転換始動期と位置付け、戦略的・集中的に対策を実行してまいります。</p>

### 環境NGO

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・技術的な裏づけの話ですが、まず理論的に、これはハーバード大学のマイケル・ポーターという教授が制約条件のイノベーション、つまり制約条件の多い規制環境の方が技術のイノベーションが起きているということ、彼は世界各国を比較して歴史的に実証しているわけですね。日本でもまさに省エネ、自動車の日本版マスキー法が日本の自動車の競争力をつくったという日本自身がみずから実例を持っているわけです。</p> <p>今の東電の影山さんのお話ですが、自由度がないというお話ですが、自由度は幾らでもあると、義務は一律に公平にかけた上でとるべき手段というのは幾らでもありますので、まさに自由度はある。</p> <p>・投資のやはりプライオリティを変えるという意味がまさにこの全体としての公平な議論を設けるということによって、その経営問題によりやく入ってくるのではないかとというふうに思います。</p>	<p>○ 都の提案する制度は、総量削減義務を課し、その義務を達成するために、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</p> <p>○ 本制度の導入により、省エネ技術の需要を拡大し、新しい技術開発を促進すると考えます。</p> <p>○ ご意見のとおり、義務化により、より高いレベルの削減対策を、企業の経営判断として実施していただく契機にできると考えます。</p>

<p>特定非営利法人 「環境・持続社会」研究センター</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こういったキャップ&amp;トレードのような制度は不可避で、私は基本的に賛成、ということですので。</li> <li>キャップ&amp;トレードがどうしても不可避かということ、第一に、さきほど西岡さんがおっしゃったように、温室効果ガス半減社会実現に向け、日本の大規模削減は必須であり、温室効果ガス排出の「総量」の削減を確保する制度として、キャップ&amp;トレード型排出量取引は有効です。</li> <li>第二に、イギリス等はCO<sub>2</sub>の排出量取引市場をリードしようとしており、排出量取引市場でうまく立ち回ることによって巨額な利益を得る企業も出てきており、欧米でそのような市場が出来つつある中、そういった市場に日本もどのように参加していくのかということ積極的に考えたほうがいいと思います。</li> <li>第三に、キャップ&amp;トレードよりも自主行動計画のほうがよいとの主張がありますが、自主行動計画の約束を守るために鉄鋼連盟さんとか電事連さんは CDM 関係で数百億、数千億という資金を投入するわけです。自主行動計画は、そうした業界がでてくる一方で、甘い目標設定をしている業界や参加しない業界、フリーライダーを防ぐことができません。従って、自主行動計画の枠組みの公平性と効果には大いに疑問があり、公平・効果的なキャップを政府が設定し、排出量取引も認めるという仕組みの方が柔軟性もあり説得力があるのではと思います。</li> <li>・キャップの設定の方法等を議論しないとどうしても空中議論になってしまうので、ぜひどういうキャップにするかという具体的な議論を早めていただきたい。</li> <li>キャップの中身が重要であるという点ですが、EU-E TSのキャップより厳しい、世界でトップランナーの目標を自主行動計画で掲げていることを証明した企業・業界は、キャップを自主行動計画と同じにしてもよいかもしれません。そのような企業・業界にとっては、掲げた自主行動計画(=キャップ)を守るときに、他の企業等との排出量取引も認められることは悪い話ではないと思います。</li> <li>もし世界的に見て厳しい自主行動計画目標を掲げている企業・業界に対し、理不尽なほどさらに厳しいキャップを東京都が課してしまうことを恐れているのだとしたら、東京都がそんなことをされるはずはないと思います。東京都は、そのような恐れを抱かせないよう、早くキャップの中身を提示すべきです。EU-E TSのキャップよりも緩い自主行動計画目標しか示していない企業・業界や、自主行動計画を示していない企業・業界、フリーライダーには、厳しいキャップが設定されても仕方ないでしょう。</li> <li>うちはちゃんとやっていると自信をもっていえる企業・業界は、「経済界全体」にキャップをかけないでほしいなどとは言わないで、私たちは厳しい目標を設定し努力しているのだから、「私たちの業界・企業」には理不尽なほど厳しいキャップをかけないでほしいというべきです。産業界全体にキャップをかけないでください、というのは、甘い目標設定をしている業界・フリーライダーを許してしまうので、理屈にあいません。</li> <li>・キャップは、企業・業界の規模を制約してしまう側面がありますから、慎重な設定が求められます。まさに公平で効果的なキャップの設定が東京都に求められています。キャップを設定するかいなかという議論を超え、どのようなキャップ設定をするかという議論を早めなければなりません。</li> <li>・大規模事業者以外の温暖化対策をいかに進めるかという部分もより詳細に示していかないと不公平感が残るので、キャップ&amp;トレード以外の政策を示すことも急いでいただきたい。</li> <li>大規模事業者以外に、家庭・個人も排出削減をより進めていかなければいけません。建築物等の効率設定も重要ですが、いくら効率がよい建築物ができて、電気つけっぱなしの人もあるわけです。キャップ&amp;トレードは大規模排出者向けの政策です。個人も含むあらゆる CO2 排出者の取り組みを促すために、東京都は、まさに、省エネ税に関しぜひ制度設計を急いでいただきたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘いただいたように、削減義務の導入により、削減対策を行わない企業が見逃されたり、これまで削減を進めてきた事業所のみが更なる削減を求められるような事態を招くことなく、公平な取扱いができると考えます。</li> <li>○ 削減義務水準につきましては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討しているところです。</li> <li>○ 温暖化対策に単一の特効薬はありません。大規模事業所への削減義務をはじめとする様々な施策展開を通じて、東京をいち早く低炭素型の社会に転換してまいります。</li> <li>○ 都独自の省エネルギー促進税制の導入については、東京都税制調査会において検討が進められています。</li> </ul>
------------------------------------	---	---

<p>特定非営利活動法人 気候ネットワーク</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <p>・この10年京都議定書を何とか達成しようということで取り組んできたと思うのですが、この間、企業、事業者の方々に具体的に「規制」、あるいは「義務」という形では取組が行われてこなかったわけです。これは基本的に自主的な取組で進められてきたことになりまけれども、この10年の経過を見まして、やはり自主的な取組の限界が明らかになったのではないかと今思っております。</p> <p>私どもは主に全国ベースで国の取組を中心に見てきましたけれども、企業の取組は経団連の自主行動計画を中心に進められてきております。私たちが評価する限り、これは原単位の目標であったり総量の目標であったりそれぞれですし、指標も例えば生産高あたりとかそれぞれの業界によって独自に設定しておりますし、データの公開も決して十分ではないので、現在さらに目標を深堀する所が出ておりますけれども、それは逆に企業間の公平性というか不公平を加速しているのではないかという気もしております。結果的にこの取組を進めると、経済産業省が頭を下げてうんと言ってくれるところだけを進める形にしかならないのではないかというふうに思っていますし、実際に目標を深堀したところもその目標を見ますと、現在の実績を下回るような目標であったりするところが多いようですので、やはり自主的な取組の限界をまたあらわにしているプロセスだなというふうに見ています。</p>	<p>○ 削減義務の導入により、削減対策を行わない企業が見逃されたり、これまで削減を進めてきた事業所のみが更なる削減を求められるような事態を招くことなく、公平な取扱いができると思います。</p>
	<p>・つまり総量をきちんと削減をしていく、それを担保するためには、やはりたくさん出しているところはきちんと減らしてもらうような施策が不可避でありまして、今回の東京都のこの排出量取引制度の提案というのは削減をきちんと進めていくための、25%削減に向かっていくための数少ない選択肢の一つであり、もうここに向かうということを前提に議論するときにはきいているのだと思います。事業者の方がいろいろ言いました自由度ですとか、それから今までの取組を評価してほしいというようなことは、その削減の義務を前提としながらその仕組みの中で十分反映できることでありまして、自主的な取組か義務かという次元を超えてきちんと大幅に削減していくという明確な目標を共有した上で具体的な制度の議論をぜひしたいなというふうに思います。</p> <p>・また、東京都がこういった制度に踏み込まれたという一つの理由は、現在の計画書制度で事業者さんからの計画あるいはその対策についての情報をきちんととってそれを見ているというところが根拠としてあると思います。ですので、そういった情報をベースに、それも私たちのような市民の目にさらされて開かれた情報の中で、企業の方々が社会的な責任を果たしていただきながら私たちにも見える公平な基準のもとで取り組んでいくというような、そういう方向になっていただきたいと思っております。こういった問題意識の下で、企業の方がより効果的に、より大きな取組が図られるような仕組みづくりについて具体的な制度設計をさらに議論したいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>	<p>○ ご指摘いただいたとおり、都の提案する制度は、一般家庭の3,300世帯分にも相当する大量なCO2を排出している事業所は、その役割と責任からより積極的な削減が求められるという考え方に立っているものです。</p> <p>○ また、義務を達成するために、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</p> <p>○ 削減水準や削減量を検証するためのガイドラインなど、今後策定する基準類については、公表してまいります。</p> <p>○ また、毎年度、各対象事業所から排出状況等を記載した進捗状況報告書を都に提出していただき状況を把握するとともに、各事業所の取組を公表してまいります。</p> <p>○ これらを通じ、透明性・公開性の高い制度としていきます。</p>
<p>財団法人 世界自然保護基金ジャパン</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <p>・EU-ETSを初め、排出量取引自体はやはり大規模事業者からまずやっています。世界を見てもそういう状況ですし、それはやはり今言われたようにトランザクションコストというか、それにかかる行政コストがかかるのと、あとモニタリングしなければならない数が余りにふえ過ぎてしまうということがあることがまず1点と、やはり大規模に排出しているところにキャップを向けてやるということによって、大幅な削減を導き出すことができるという点があると思います。最後の7ページのところに書いてあるようにキャップ&amp;トレードが唯一の特効薬ではないと言っているように、ほかの部門にはさまざまにいろいろなポリシーミックスで、いろいろな方法でカバーしていくというような形であるべきだと思いますし、それを東京都さんは考えていらっしゃると思います。</p> <p>先話に戻りますけれども、自主的な行動か、こういった規制かという話なのですが、先日、WWFジャパンが主催して国際シンポジウム、排出量取引のシンポジウムをやったのですが、EUコミッションから来た方は、今ごろまだ自主的な規制かを議論しているのか、ディジャヴーだというふうに言っていて、もう今はそんな話をしている段階ではない、本当に</p>	<p>○ 期待していただき、ありがとうございます。</p> <p>○ 温暖化対策に単一の特効薬はありません。都は、企業、家庭などあらゆる分野で効果的な温暖化対策を講じ、様々な施策展開を通じて、東京をいち早く低炭素型の社会に転換してまいります。</p> <p>○ 温暖化対策は一刻の猶予も許されません。IPCC第4次報告書において、2015年から2020年には世界の温暖化ガスを減少に転じさせる必要があることが指摘されているように、今後10年間の取組が地球の未来を決めるといっても過言ではありません。</p> <p>○ CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を目指します。</p>

	<p>温暖化はせっぱ詰まっていて 2050 年までに大幅削減 50~85%ぐらいまで削減すれば2度が守れるという少ない可能性しか残ってなくて、そのためにはあと5年、10年にどのくらい削減できるかというところがかけてられているので、そういう社会をつくっていくために、この排出量取引というのは一つの有効の政策ツールだと思います。やはり総量削減でいかななくてはならないし、それでないとならぬと大気中の濃度は下がらないです。</p> <p>ここでちょっと申し上げたいのですけれども、福田総理も先日、国会の質疑の中で総量削減を日本も掲げると言われました。新聞では報道がよくされなかったのですけれども、確かに総量削減という言葉は言いましたし、日本としての総量削減目標を鴨下環境大臣が年内にも掲げたいというふうに言ったことをここで確認させていただきたいと思います。</p> <p>また、先ほどのシンポジウムの話に戻りますけれども、EUはもう既にカリフォルニアとかアメリカの東部 10 州、それからオーストラリア、ニュージーランドとリンクする方向性で動いていると言っているのです、本当にアメリカでも政権が変わればいずれアメリカでもできるし、こういった制度がグローバルになっていくということの流れは止められないというふうに思っていますので、ぜひ東京都には日本のカリフォルニアになってほしいと思っております。</p>	
	<p>・私たちはテナントの側なんです、テナントの側でできる省エネというのは限られているんですね、やっぱり給湯器をこまめに消したりとか、パソコンをいちいちオフにするとか、その程度しかできないんです。けどやっぱりもしビルのオーナーがすごく意識が高くて省エネビルにしたら、例えばエレベータを省エネ型にするとか、ホールの電気が人がいないときは点かないように自動的にオンオフができるとか、トイレの設備とかももっと省エネ型にできるとかいろいろなことができるんですね。やっぱり私はその対象をオーナーにするという方が大幅削減につながると思います。テナントはある意味で何もできないのです、やろうと思っても、やる意思があっても、で、オーナーがカギなんです。</p> <p>実際に私たちは「ビルのCO<sub>2</sub>削減大作戦」というのを環境省のお金でやったことがあるのですけれども、そこで最初いろいろ試して目標を掲げていただいたのですけれども、どうやっても 2.5%ぐらいしか削減できない、このビルの場合はオーナービルで非常に意識の高いところだったので、で、実際に1年後量って見たら、実はもう 2.5 どころか 5%以上削減できた、それはやっぱりオーナーの意識とやっぱりそこに働いている従業員の意識がこの取組によって高揚されたからということがあって、やっぱりオーナーが意識を高めるとことはすごく重要なので、オーナーを対象にすることに私は賛成です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。</li> <li>○ ビルオーナーとテナント事業者が協働してビル全体の温暖化対策を推進していく体制を整備することを求めています。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</li> </ul>
<p>特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・やはり目標というのがつくられてそれでキャップをかけるなり制約的にとられるかもしれないのですけれども、目標があって初めていろいろなこういうCO<sub>2</sub>削減というのができる話になる。それぞれステークホルダーの皆さんがやろうよという話があれば、それは制約を避けるような形で制約を乗り越えようというベシティブが働く。例えば電車に乗っていて、ネクタイをしめている人間がたくさん乗るときには暑いから冷房をかけるよと、こういう話になるわけです。でもクールビズというそういう目標を立てれば、それだったらネクタイをとってしまおうよという話にもなりますし、テナントさんにちゃんとわかっただいて、電車に乗っているんですよという話をさせていただくような運用の仕方という話がやっぱりあっていいのではないかなということも、同時にこういう政策の中に入れていくのは大切な話だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからの社会は、資源制約とCO<sub>2</sub>排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</li> <li>○ 削減義務と排出量取引制度は、環境のためのコストを社会システムに取り込む手法のひとつであると考えます。</li> </ul>

## 2 「建築物環境計画書制度」の強化について

### 事業者団体等

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
(社)不動産協会	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・方向性としては一歩、二歩進めた対策が必要であろうという感じはあります。むしろ具体的にどのようなことをこれからお考えになっているのか、事務所あるいは住宅のそれぞれについて、ここには一般的な形の方向性が述べられておりますが、具体的にどのようなことなのかとも早めにお示しいただいて、必要であればご意見を申し上げていきたいと思っております。</p>	<p>○ 新築等建築物に対する温暖化対策については、詳しくは都環境審議会中間まとめ(19/12/21)の通りですが、主な内容は以下の通りです。</p> <p>①建築物環境計画書制度の対象を中規模新築等建築物まで拡大する。②再生可能エネルギーの導入検討を義務付けるとともに、検討内容を公表する。③新築等建築物の省エネルギー性能を示した書面(省エネルギー性能評価書)を、新築等建築物の売買、賃貸借の契約の際、相手方に提示することを義務付ける。④新築等建築物の省エネルギー性能の最低基準を設定し、この基準の確保を義務付ける。</p>

### 省エネルギー技術

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
太陽光発電協会	<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12)</p> <p>【意見】</p> <p>○住宅用途以外の再生可能エネルギー(太陽エネルギー)の拡大</p> <p>・再生可能エネルギーの、初期導入については、導入施策が必要であり、太陽光発電の市場が生まれれば、コスト低減化が促進されると考えている。</p> <p>省エネルギーに比較して、太陽光発電(再生可能エネルギー)の環境価値や、導入波及効果が十分に評価されているとはいえない現状がある。排出量取引のなかで、このような価値を生かすことも導入拡大の方策と考える。</p> <p>○住宅用途の太陽エネルギーについて</p> <p>・太陽光発電利用拡大会議でも、主張しているとおり、民生・家庭部門での、地球温暖化対策には、居住者自らのライフスタイルの見直しや省エネルギー管理の意識高揚が非常に重要であり、これらの行動を誘発する太陽光発電の導入は極めて有効と考えている。</p> <p>特に、各家庭が、再生可能エネルギーを自家消費している場合には、その環境価値がグリーン証書等で価値化されることで、普及のインセンティブになると想定している。</p>	<p>○ 新築等建築物については、建築物環境計画書制度において再生可能エネルギーの導入検討義務を課して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していきます。また、地球温暖化対策計画書制度では、対象事業所の削減義務の履行手段のひとつとして、グリーン電力証書の購入を位置づけていく予定です。これにより、再生可能エネルギーの環境価値を積極的に評価し、再生可能エネルギーの普及拡大を推進していきます。</p> <p>○ 昨年12月に発表した『「10年後の東京」への実行プログラム 2008』で、住宅用太陽光発電などの太陽エネルギー利用機器を平成22年度までに4万世帯に導入することを目指すモデルプロジェクトを展開することとしました。</p> <p>○ 太陽光による発電量10年分の環境価値を都が一括買取するなど、設置の初期投資を10年程度で回収可能にする仕組みを構築していきます。</p>
	<p>◇第3回ステークホルダーミーティングの事前意見として頂戴した意見 (20/1/10)</p> <p>【意見】</p> <p>・再生可能エネルギーの導入については、経済性だけではない政策誘導が必要と考えており、新築・増築等の建築主が、積極的に導入していく方法へ誘導いただくことは、環境配慮が都市実現の有効な手段もあり、また利用・居住する関係者の、環境都市への格段の意識向上にもつながると考えます。</p>	<p>○ 新築等建築物については、建築物環境計画書制度において、再生可能エネルギーの導入検討を義務付けるとともに、検討内容を公表するものとしていきます。これにより、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していきます。</p>